

■ 第1章 計画策定にあたって ■

1 計画策定の背景

少子高齢化・人口減少の進行

わが国では少子高齢化、核家族*化が進んでおり、2019年10月1日現在、65歳以上の総人口に占める割合である高齢化率は28.4%、また、0～14歳の割合は12.1%となっています。将来の人口推計では、2029年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、2053年には1億人を割って9,924万人になると予測されています。

地域の支援ニーズの複雑化・複合化

近年、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050問題*や、介護と育児のダブルケア*など）や、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加し、十分な対応ができていない状況となっています。

地域共生社会*の実現

国の動向としては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ*を育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する方針が示されています。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

社会福祉法*の一部改正・関連法律の制定

令和2年6月12日に、社会福祉法の一部改正等が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に関する事業や社会福祉連携推進法人制度*の創設が示されました。また、生活困窮者自立支援法*（平成27年4月施行）や成年後見制度*の利用の促進に関する法律*（平成28年5月施行）等、従来の行政サービスでは対応が難しい複合課題に対応できる環境づくりが進められてきました。

新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症や自然災害への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために厚生労働省から示された「新しい生活様式」では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを基本として人との接触を減らす取組が提唱されています。今後は、感染防止対策を行うなかで、どのように地域福祉の支えあい活動を進めていくことができるかを検討していく必要があります。また、近年激甚化している風水害や、発生が懸念されている巨大地震等に備え、平常時から、助けあい支えあえる地域づくりを進める必要があります。

2 地域福祉・地域福祉計画について

地域福祉とは

少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化するなかで、隣近所など地域の結びつきが弱くなっており、昔あった地域住民同士の支えあいなどの「地域力」が低くなっています。さらに、長期化・高齢化するひきこもり*、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、子どもや高齢者等に対する虐待、自殺者の増加など多種多様な社会問題が顕在化しています。

こうしたなかで、すべての市民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスを充実するだけでなく、地域住民が主体となり、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあうという「地域福祉」を進めることが重要です。

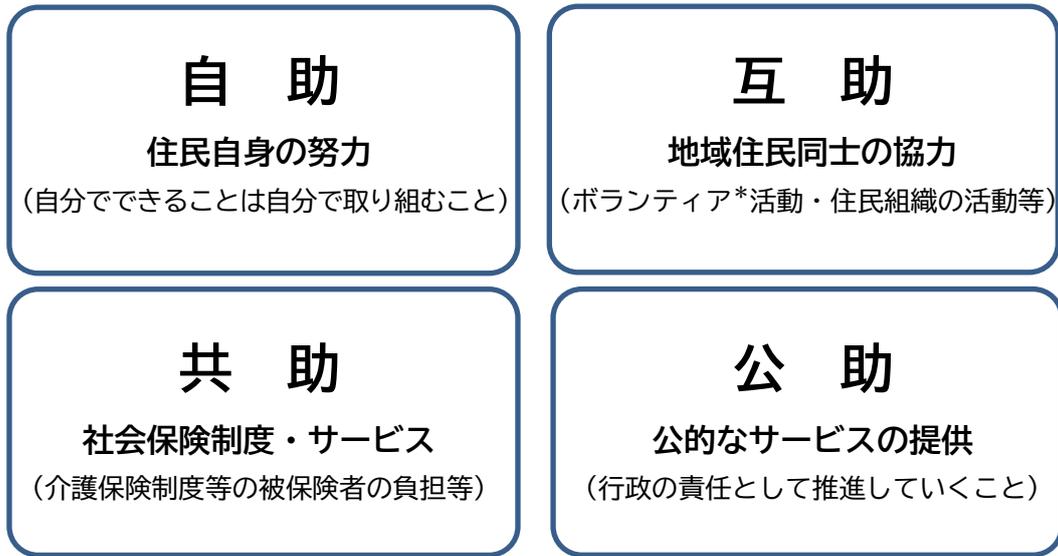
そのため、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を、市や社会福祉協議会等と協働しながら、地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かしていく必要があります。

地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題の解決に向けて、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。

行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支えあう「互助」が必要不可欠であり、市民、行政、福祉関係団体等が、それぞれの役割を果たすなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進していきます。

【自助・互助・共助・公助の位置づけ】



地区社会福祉協議会とは

地域における様々な課題について対応するため、地域住民同士がお互いに助けあいながら、市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、解決に向けて取り組む地域住民主体の組織である「地区社会福祉協議会」の設立が全国的に広がっています。

本市では、8つの小学校区ごとに設立されたコミュニティ推進協議会*において、地域の様々な団体や個人が協力しあいながら、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という共通の目的のもとに多様な活動を進めています。

市社会福祉協議会は、目的を同じくする地区社会福祉協議会としての役割を担って活動しているコミュニティ推進協議会を「地区社会福祉協議会」と位置づけています。

「地域」の範囲のとりえ方

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲は様々な大きさが考えられます。

《小地域》……………町内会、組、班など

《地区》……………小学校区（コミュニティ）

《全市》……………市全域

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の根拠・計画の性格

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

「地域福祉計画」は、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かすという、地域福祉の推進をめざす計画です。計画の内容は、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や市の協働により推進していく上での指針となります。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられた社会福祉協議会の呼びかけにより、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して地域福祉を推進するための民間の活動計画です。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」の両計画を引き続き一体的に策定します。

■ 策定の根拠・計画の性格

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	公民のパートナーシップによる計画	民間相互の協働による計画
計画の策定主体	住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 (市町村社会福祉協議会)

【社会福祉法(抜粋)】

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

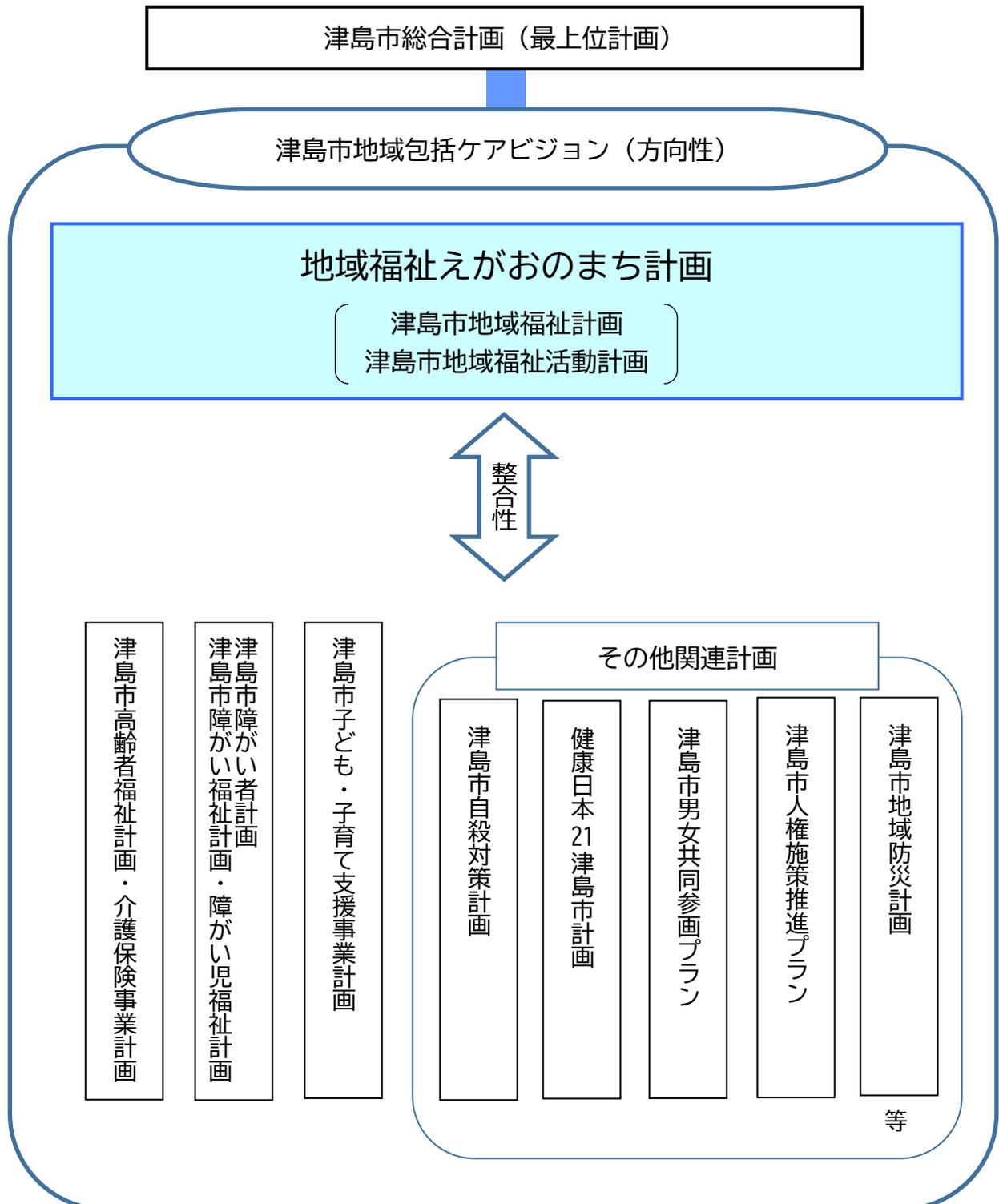
(参考) 第六十六条の三第一項各号

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(2) 計画の位置づけ

本計画は、津島市総合計画を上位計画とし、既存の福祉分野等関連諸計画との整合性を保ちながら、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。

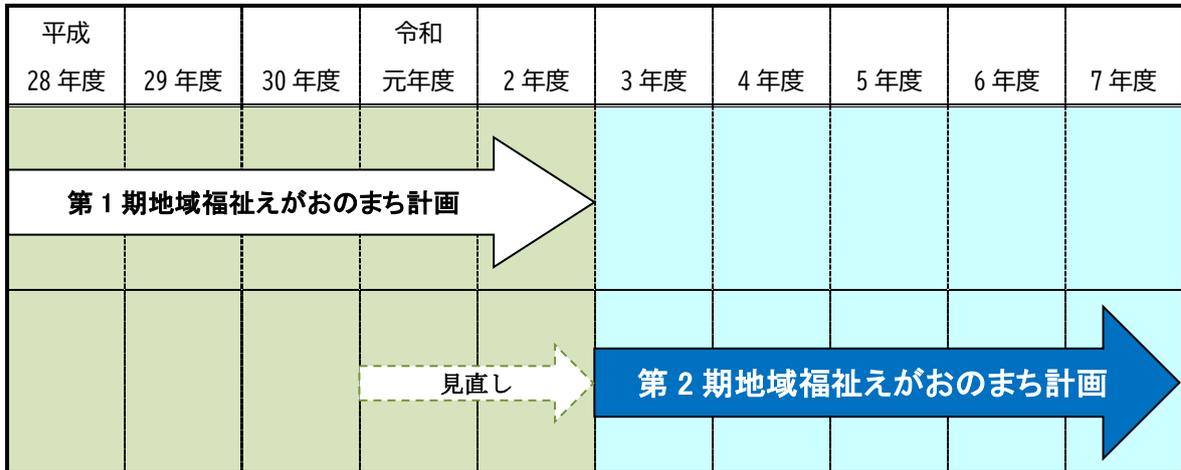
【地域福祉えがおのまち計画の位置づけ】



4 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を最終年次とする5年間の計画とします。
 なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

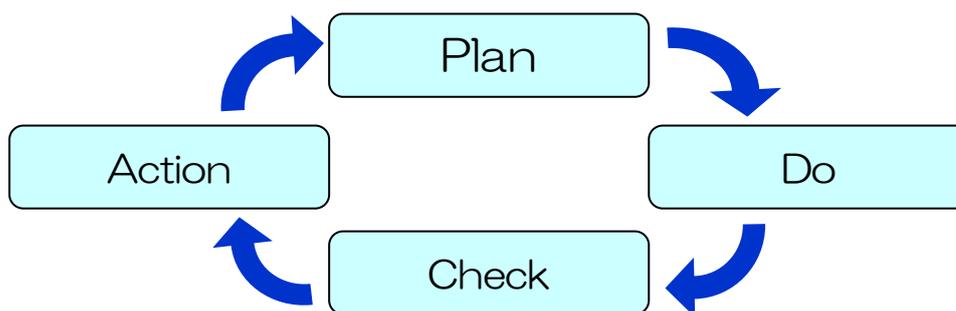
■計画期間



5 計画の進行管理

「地域福祉えがおのまち計画」に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績について、その結果を「地域福祉えがおのまち計画推進委員会」に報告し、意見聴取をするものとします。

■計画の進行管理



計画 (Plan)	計画に基づいた当該年度の施策・事業の手順や予算等を立案し、決定
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	本市関係課や社会福祉協議会において施策・事業の評価と成果の分析を実施 委員会への報告
改善 (Action)	計画の継続が可能か判断し、計画の目標、活動等を見直し実施

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査の実施や地域住民の参画を得るために、8 小学校区のコミュニティ推進協議会において地区懇談会を開催するなど、地域福祉に関する課題や意見を把握し、最終的にはパブリックコメント*を実施して、計画案に対する市民の意見を得ました。

また、地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者などで構成する「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。

本市の庁内組織としては、「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会幹事会」及び「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会専門部会」を設置して協議、検討を行いました。なお、事務局は福祉課と社会福祉協議会が務め、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。